

令和5年第11回
箕面市農業委員会総会会議録
令和5年11月17日（金）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和5年11月17日（金）
午後1時30分から午後2時9分まで

2. 出席委員（21名）

1番	稻垣 恵一	2番	神代 繁近	3番	川上 加津子
4番	加藤 博一	5番	岡沢 聰	6番	稻野 実
7番	釋 巍	8番	東浦 有治	9番	長澤 均
10番	生田 梨恵	11番	藤井 照三	12番	森田 直弘
13番	中井 正美	14番	杉本 泰彦	15番	西尾 正美
16番	植山 照男	17番	長澤 陽子	18番	豊田 茂実
19番	中久保 明	20番	西田 清明	21番	中井 博幸

3. 会議録署名委員

8番 東浦 有治 9番 長澤 均

4. 出席事務局職員

事務局長	西田 昭浩	室 長	佐治 功	グループ長	竹内 亜衣
参 事	山岸 健史	主 任	辻岡 昌樹		美谷 一哉

6. 議事日程

- 第56号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
- 第57号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
- 第58号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
- 第59号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可の件
- 第60号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
- 第61号議案 農用地利用集積計画の作成の件
- 第62号議案 農用地利用集積計画の作成の件
- 報告第59号 専決処理の報告の件（農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理）
- 報告第60号 専決処理の報告の件（農地法第5条第1項第6号の規定による賃借権設定届出受理）
- 報告第61号 事務処理の報告の件（農業用施設設置報告受理）
- 報告第62号 事務処理の報告の件（農地改良願受理）
- 報告第63号 農地等状況報告の件

令和5年第1回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは、ただ今から、令和5年第1回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 座させていただいて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 希望者はございません。
- 議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 本日は、委員21名、全員出席です。
- 従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- 議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
- 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 それでは、8番 東浦委員さん、9番 長澤均委員さんにお願いします。
- 次に、日程第2、第56号議案から日程第4、第58号議案はいずれも農地法第3条の規定による所有権移転許可の件となります。
- それでは、日程第2、第56号議案を議題といたします。
- 本件は、[REDACTED]さんご本人の案件です。
- 農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事に参与することができませんので、[REDACTED]さんには一時退席していただきます。
- [REDACTED] ([REDACTED] 退席)
- 議長 本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第56号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

申請地は、石丸 [REDACTED]、地目は、台帳、現況共に [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートルです。

譲受人は、[REDACTED] 氏、農作業歴は [REDACTED] 年、耕作面積は、[REDACTED] 平方メートル、通作距離は [REDACTED] キロメートル、主たる従事者との関係は [REDACTED] でございます。

譲渡人は、[REDACTED] 氏、区域は市街化調整区域です。

以上、第56号議案のご説明といたします。

議長

本件の農地の担当は、[REDACTED] 委員さんですが、釋委員さんに代わって調査いただきましたので、釋委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

釋委員

第56号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[REDACTED] の北約 [REDACTED] メートルに位置する農地です。

譲受人の [REDACTED] 氏が、農業経営規模の拡大のため、このたび譲渡人の [REDACTED] 氏から、所有権を移転しようとするものです。

[REDACTED] 氏は、これまでにも所有農地で耕作をされており、農機具もお持ちですので、農業経営を営むことに問題はないと思います。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わりります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

審議が終わりましたので、[REDACTED] さんに入室していただきます。

([REDACTED] 入室)

- 議長 次に、日程第3、第57号議案を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。
- 事務局 ただいま議題となりました第57号議案につきまして、ご説明申し上げます。
議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。
申請地は、稲 [REDACTED]、地目は、台帳 [REDACTED]、現況 [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートル、他 [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆で面積の合計は [REDACTED] 平方メートルです。
譲受人は、[REDACTED] 氏、農作業歴は [REDACTED] 年、耕作面積は、[REDACTED] 平方メートル、通作距離は [REDACTED] キロメートル、主たる従事者との関係は [REDACTED] でございます。
譲渡人は、[REDACTED] 氏、区域は市街化区域です。
以上、第57号議案のご説明といたします。
- 議長 本件につきまして、杉本委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。
- 杉本委員 第57号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。
申請地は、[REDACTED] の東約 [REDACTED] メートルに位置する [REDACTED] 筆の農地です。
譲受人の [REDACTED] 氏が、譲渡人の [REDACTED] 氏の要望により、所有権を移転しようとするものです。
[REDACTED] 氏は、これまでも所有農地で耕作をされており、農機具もお持ちですので、農業経営を営むことに問題はないと思います。
本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。
以上で、調査内容の報告を終わります。
- 議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。
次に、日程第4、第58号議案を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第58号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料5ページからでございます。

申請地は、石丸 [REDACTED] 地目は、台帳 [REDACTED] 現況 [REDACTED] 面積は [REDACTED]
[REDACTED] 平方メートルです。

譲受人は、[REDACTED] 氏、農作業歴は [REDACTED] 年、
耕作面積は、[REDACTED] 平方メートル、通作距離は [REDACTED] キロメートル、主たる従事者との関係は [REDACTED] でございます。

譲渡人は、[REDACTED]

[REDACTED] 氏、区域は市街化調整区域です。

以上、第58号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、藤井委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

藤井委員

第58号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[REDACTED] の東約 [REDACTED] メートルに位置する農地です。

譲受人の [REDACTED] 氏が、農業経営規模の拡大のため、このたび、譲渡人の [REDACTED]
[REDACTED] 氏から、所有権を移転しようとするものです。

[REDACTED] 氏は、これまで所有農地で耕作をされており、農機具もお持ちですので、農業経営を営むことに問題はないと思います。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

次に、日程第5、第59号議案、農地法第5条の規定による賃借権設定許可の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第59号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

申請地は、新稻 [REDACTED]、地目は、台帳、現況共に [REDACTED]、面積は [REDACTED]

[REDACTED] 平方メートルの内 [REDACTED] 平方メートルです。

被設定人は、[REDACTED]
[REDACTED] 氏、設定人は、[REDACTED] 氏、転用目的は [REDACTED]
[REDACTED]、農地区分は第3種農地です。

なお、この農地区分についてですが、申請地が、水道管などが埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道にあり、半径500メートル以内に2つ以上の教育施設があることから第3種農地となっています。

以上、第59号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、中井正美委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

中井正美委員

第59号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[REDACTED] の西約 [REDACTED] メートルに位置する農地です。

被設定人の [REDACTED] は、[REDACTED] 法人で、申請地を利用権設定で賃借しており、土地所有者の [REDACTED] 氏の同意を得て、[REDACTED] を建築すること及び、[REDACTED] ことから農作業効率を上げるため、[REDACTED] として整備するものです。

周辺の状況ですが、北側・西側は [REDACTED]、東側は [REDACTED]、南側は [REDACTED]

[REDACTED] になっており、周辺の農業経営に影響はないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わりります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付いたします。

議長

次に、日程第6、第60号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第60号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料9ページからでございます。

買取り申出する土地は、坊島 [REDACTED]、地目は、台帳、現況とともに [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートル、他 [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆で、面積の合計は [REDACTED] 平方メートルです。

主たる従事者は、[REDACTED] 氏、申出人は [REDACTED] 及び [REDACTED] 氏で、申出をする者との関係は [REDACTED] 及び [REDACTED]、申出事由は [REDACTED]、申出事由が生じた日は、[REDACTED] でございます。

以上、第60号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、西尾委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

西尾委員

第60号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[REDACTED] の北約 [REDACTED] メートルに位置する [REDACTED] 筆の農地と [REDACTED] の北約 [REDACTED] メートルに位置する [REDACTED] 筆の農地です。

申出人の [REDACTED] 氏、[REDACTED] 氏は、[REDACTED] に、生産緑地を耕作されていた、[REDACTED] 氏を亡くされ、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者についての証明を申請されました。

生産緑地台帳において、[REDACTED] 氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は家族とともに [REDACTED] 氏本人が、主として耕作・管理をされていたことを確認しました。

証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第7、第61号議案及び日程第8、第62号議案は、いずれも農用地利用集積計画の作成の件となります。

それでは、日程第7、第61号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第61号議案の説明に先立ちまして、第61号議案及び第62号議案に共通する事項について一括してご説明いたします。

これら2件は、いずれも箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

それでは、第61号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料13ページからでございます。

申請地は、栗生外院 [REDACTED]、地目は、台帳 [REDACTED]、現況 [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートルです。

借り手は、[REDACTED]
[REDACTED] 氏です。

貸し手は、[REDACTED] 氏、設定する利用権の種類は使用貸借権(解除条件付)、設定期間は告示日から令和9年3月31日までです。
以上、第61号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、東浦委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

東浦委員 第61号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[REDACTED] の南側、約 [REDACTED] メートルのところに位置する農地で、貸し手は、[REDACTED] 氏です。

借り手の [REDACTED] は、同地区内において利用権を設定されており、この度、経営規模を拡大するため新たに利用権を設定されるものです。

当該 [REDACTED] は、これまでにもしっかりと耕作されており、引き続き問題なく農業経営をされるものと思います。

本件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条の要件を満たしており、問題ないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第8、第62号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第62号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料15ページからでございます。

申請地は、石丸 [REDACTED]、地目は、台帳、現況ともに [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートル、他 [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆で、面積の合計は [REDACTED] 平方メートルです。

借り手は、 [REDACTED]

[REDACTED] 氏です。

貸し手は、 [REDACTED] 氏、設定する利用権の種類は使用貸借権（解除条件付）、設定期間は、告示日から令和9年3月31日までです。

以上、第62号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、藤井委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

藤井委員

第62号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、 [REDACTED] の南西約 [REDACTED] メートルに点在する [REDACTED] 筆の農地で、貸し手は、 [REDACTED] 氏です。

借り手の [REDACTED] は、同地区内において利用権を設定されており、この度、経営規模を拡大するため新たに利用権を設定されるものです。

当該 [REDACTED] は、これまでもしっかりと耕作されており、引き続き問題なく農業経営をされるものと思います。

本件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条の要件を満たしており、問題ないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

- 議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。
次に、報告案件に移ります。
報告第59号から報告第62号の4件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。
それでは、日程第9、報告第59号 専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。
- 事務局 ただいま議題となりました報告第59号につきまして、ご説明申し上げます。
議案書3ページ、参考資料は17ページからでございます。
届出地の所在は、小野原西 [REDACTED]、地目は、台帳、現況ともに [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートルです。
届出人は、[REDACTED] 氏、転用目的は [REDACTED] となっています。
本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年10月10日に専決し、処理するものでございます。
以上、報告第59号のご説明といたします。
- 議長 本件につきまして、加藤委員さんに調査内容の報告をお願いします。
- 加藤委員 報告第59号につきまして、調査内容をご報告いたします。
届出地は、[REDACTED] の北東約 [REDACTED] メートルに位置する農地です。
届出人の [REDACTED] 氏が、このたび、[REDACTED] を建築するため、4条の転用届出をされたものです。
周辺につきましては、東側は [REDACTED]、西側は [REDACTED]、北側及び南側は [REDACTED] となっており、汚水は公共下水道へ接続、雨水は道路側溝へ放流されること

から、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に日程第10、報告第60号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による賃借権設定届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第60号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は19ページからでございます。

届出地の所在は、坊島 [REDACTED]、地目は、台帳 [REDACTED]、現況 [REDACTED]、面積は [REDACTED] 平方メートルです。

被設定人は、[REDACTED]

[REDACTED] 氏です。

設定人は、[REDACTED] 氏、転用目的は、[REDACTED] となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年10月13日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第60号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、西尾委員さんに調査内容の報告をお願いします。

西尾委員

報告第60号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[REDACTED] の西約 [REDACTED] メートルに位置する農地です。

設定人は、[REDACTED] 氏で、被設定人の [REDACTED] が [REDACTED] を建築するため、賃借権を設定されようとするものです。

周辺につきましては、東側及び西側は [REDACTED]、北側及び南側は [REDACTED] となっており、汚水は公共下水道に接続、雨水は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

なお、本件は、受理通知交付前に工事の着工を行ったもので、始末書の提出を求め処理したものです。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第11、報告第61号、事務処理報告の件、農業用施設設置報告受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第61号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は21ページからでございます。

報告地は、西宿[REDACTED]、地目は台帳[REDACTED]、現況[REDACTED]、面積は[REDACTED]平方メートルの内、設置面積は[REDACTED]平方メートルです。

届出人は、[REDACTED]氏、施設の概要は[REDACTED]です。

周辺につきましては、北側は[REDACTED]、西側は[REDACTED]、東側及び南側は[REDACTED]となっており、隣接農地や自己の耕作へ影響がないものと思われることから、本届出につきまして、令和5年10月17日に受理したものです。

以上、報告第61号のご説明といたします。

議長

次に、日程第12、報告第62号、事務処理報告の件、農地改良願受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第62号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料23ページからでございます。

届出地は、牧落[REDACTED]、地目は台帳[REDACTED]、現況[REDACTED]、面積は[REDACTED]平方メートルです。

届出人は、[REDACTED]氏で、改良内容は、隣地の[REDACTED]に伴い、[REDACTED]引き続き耕作するためです。

本届出につきまして、令和5年10月12日に受理したものです。

以上、報告第62号のご説明といたします。

議長

ただいま報告のありました4件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第13、報告第63号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

長澤均委員

栗生間谷西、奥・中村地区担当の長澤です。

状況報告の3項目目、[REDACTED] 氏の農地ですが、結論から言いますと除草は完了しています。

この報告を提出後に、トラクターの後部が草刈り機になった機械を入手され、懸案だった農地がきれいに除草されましたので報告いたします。

議長 どうもご苦労様でした。

他にございませんか。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

何か連絡事項はございますか。

事務局 <大阪府肥料価格高騰緊急対策支援事業について説明>
<次回日程について説明>

議長 これをもちまして令和5年第11回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時9分)

上記は、令和5年第11回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会
会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 稲垣憲一

署名委員 東浦有治

署名委員 長澤均